

最低賃金に関する基礎調査

報 告 書

令和 7 年 度

千葉労働局

(令和 7 年 7 月報告)

令和7年度最低賃金に関する基礎調査-報告書-

目次

最低賃金に関する基礎調査の概要

(第1表)「基礎調査対象業種一覧表」	1
(第2表)「地域別最低賃金集計産業区分」	3
(第3表)「特定最低賃金集計産業区分」	4
	5

最低賃金基礎調査結果における労働者賃金分布

7

地域別最低賃金

全産業	総括表 (1)	10
〃	総括表 (2)	23
製造業	総括表 (1)	36
〃	総括表 (2)	49
新聞業、出版業	総括表 (1)	62
〃	総括表 (2)	75
卸売業、小売業	総括表 (1)	88
〃	総括表 (2)	101
学術研究、専門・技術サービス業	総括表 (1)	114
〃	総括表 (2)	127
宿泊業、飲食サービス業	総括表 (1)	140
〃	総括表 (2)	153
生活関連サービス業、娯楽業	総括表 (1)	166
〃	総括表 (2)	179
医療、福祉	総括表 (1)	192
〃	総括表 (2)	205
サービス業(他に分類されないもの)	総括表 (1)	218
〃	総括表 (2)	231

特定最低賃金

調味料製造業	総括表 (1)	243
〃	総括表 (2)	256
鉄鋼業	総括表 (1)	269
〃	総括表 (2)	282
一般機械器具製造業関係	総括表 (1)	295
〃	総括表 (2)	308
電気機械器具製造業関係	総括表 (1)	321
〃	総括表 (2)	334
精密機械器具製造業関係	総括表 (1)	347
〃	総括表 (2)	360
その他の各種商品小売業	総括表 (1)	373
〃	総括表 (2)	386
自動車(新車)小売業	総括表 (1)	399
〃	総括表 (2)	412
百貨店、総合スーパー	総括表 (1)	425
〃	総括表 (2)	438

令和7年度 最低賃金に関する基礎調査の概要

この調査は、千葉地方最低賃金審議会における最低賃金の改正決定の審議に資するため、千葉県における中小零細企業又は事業所の労働者の賃金の実態を的確に把握することを目的として実施したものである。

- 1 調査の範囲
- (1) 産業
- 日本標準産業分類に基づく産業のうち、次に掲げる産業
- (イ) 製造業
- (ロ) 情報通信業のうち新聞業、出版業
- (ハ) 卸売業、小売業
- (ニ) 学術研究、専門・技術サービス業
- (ホ) 宿泊業、飲食サービス業
- (ヘ) 生活関連サービス業、娯楽業
- (ト) 医療、福祉
- (チ) サービス業(他に分類されないもの)

- (2) 事業所
- (1)に掲げる産業のうち、製造業、新聞業、出版業は100人未満、その他の産業について30人未満の常用労働者を雇用する民営事業所のうちから一定の方法により抽出した事業所。ただし、「百貨店、総合スーパー」は常用労働者数によらず令和3年事業所統計調査報告に基づく「1561」の民営事業所から抽出。

- (3) 労働者
- (2)に掲げる事業所に雇用される臨時、パートタイマー等を含む労働者であつて、事業所規模30人未満の場合は全数、30人以上の場合は2分の1、100人以上は5分の1の労働者。

- 2 調査事項
- (1) 事業所に関する事項
- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容
- ロ 法人番号
- ハ 事業所の労働者数

- (2) 労働者に関する事項
- イ 性
- ロ 就業形態
- ハ 年齢
- ニ 勤続年数
- ホ 職種又は仕事の内容
- ヘ 賃金形態
- ト 基本給の額
- チ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当及びその他の手当の額
- リ 月間所定労働日数
- ヌ 1日の所定労働時間数

- 3 調査対象期日・期間
- 年齢など一定の時点における事項については令和7年6月1日現在、賃金・労働日数などについては6月の就労として見込まれる金額・日数等について調査した。
- 4 調査の方法
- 「令和3年事業所統計調査報告」に基づく縮小母集団事業所リストにより、一定の方法により抽出した次の事業所について郵送により調査票を配布し、郵送またはオンライン報告の方法により回収した。
- (1) 地域別最低賃金適用産業
- 1,383 事業所
- (2) 特定最低賃金適用産業
- 1,225 事業所
- 計
- 2,608 事業所

- 5 集計
- (1) 集計における産業区分
- 産業区分は、別表1「最低賃金に関する基礎調査 集計産業区分」のとおりである。
- (2) 調査・集計事業所数
- 回収した調査票のうち、有効調査票である1,056事業所(14,043人)について集計を行った。

	調査対象事業所数	集計事業所数	有効回収率
(A)地域別最低賃金適用産業			
	1,383	442	31.96%
(B)特定最低賃金適用産業(新設申出含む)			
調味料	29	17	58.62%
鉄鋼業	194	89	45.88%
一般機械	267	147	55.06%
電気機械	231	115	49.78%
精密機械	147	68	46.26%
各種商品小売	34	8	23.53%
自動車小売	252	145	57.54%
百貨店、総合スーパー	71	25	35.21%
小計	1,225	614	50.12%
(A)+(B)	2,608	1,056	40.49%

(3) 地域別最低賃金の集計

前記(2)の(A)地域別最低賃金適用産業(a)と、(B)特定最低賃金適用(新設意向表明含む)で、現在、地域別最低賃金が適用されている産業(b)、特定最低賃金額が適用されている2産業に属する労働者のうち特定最低賃金適用除外者(c)を集計した。下表及び別表2「地域別最低賃金 集計産業区分」のとおりである。

	集計事業所数
(A)地域別最低賃金適用産業	442
(B)特定最低賃金適用産業(新設意向表明含む)	a
調味料	b
鉄鋼業	c
一般機械	b
電気機械	c
精密機械	b
各種商品小売	b
自動車小売	b
百貨店、総合スーパー	b
小計	614
(A)+(B)	1,056

(4) 特定最低賃金の集計

前記(2)の(B)特定最低賃金適用産業それぞれについて集計した。下表及び別表3「特定最低賃金 集計産業区分」のとおりである。
なお、同産業に属するが特定最低賃金の適用除外となる労働者については、集計から除外した。

	集計事業所数
調味料	17
鉄鋼業	89
一般機械	147
電気機械	115
精密機械	68
各種商品小売	8
自動車小売	145
百貨店、総合スーパー	25
合計	614

6 調査結果表

- (1) 本調査結果表は、上記5の集計結果を基に母集団(「令和3年事業所統計調査報告」による労働者数)に復元したものである。
- (2) 「総括表(1)」は産業、規模、地域及び年齢階級別累積労働者賃金分布表であり、「総括表(2)」は産業、性別及び年齢階級別累積労働者賃金分布表である。
- (3) 金額の区切り(刻み)について
① 地域別最低賃金及び地域別最低賃金が適用されている特定最低賃金現在適用されている最低賃金額-10円未満を1つに、同額-10円から+150円を1円ごとに、同額+151円から1,299円を10円ごとに、1,300から1,999円を100円ごとに、2,000円以上を1つに区切って集計した。
② 鉄鋼業については、現在適用されている最低賃金額-10円未満を1つに、同額-10円から+150円を1円ごとに、同額+151円から1,399円を10円ごとに、1,400から1,999円を100円以上に、2,000円以上を1つに区切って集計した。
③ 電気機械器具製造業関係については、現在適用されている最低賃金額-10円未満を1つに、同額-10円から+150円を1円ごとに、同額+151円から1,399円を10円ごとに、1,400から1,999円を100円以上に、2,000円以上に、2,000円以上を1つに区切って集計した。
- (4) 時間当たり所定内賃金額
所定内賃金額から精皆勤手当、通勤手当及び家族手当の3手当を除いた額を、所定労働時間1時間当たりに換算したものである。

最低賃金に関する基礎調査対象業種一覧表

千葉労働局

(総計) (大計) (中計) (明細(日本標準産業分類はH25.10月_第13回改定による))

01 調 査 産 業 計	01 地 域 最 賃 適 用 産 業	01	年齢、業務による適用除外者	01	年齢、業務による適用除外者	特定最賃適用産業
		02	地域最賃適用製造業	02	地域最賃を適用する製造業	E09(090, 0941以外の094除く), 10~21, 23~24, 2535, 259(2596除く), 2645, 269(2693, 2699除く), 271~272, 276, 294, 297, 31, 32(320, 323, 3297除く)
		03	情報通信業のうち新聞業, 出版業	03	新聞業, 出版業	G413~414
		04	地域最賃適用卸売業, 小売業	04	卸売業, 小売業	I50~55, 57, 58(580除く), 59(590, 5911除く), 60~61
		05	学術研究, 専門・技術サービス業	05	学術研究, 専門・技術サービス業	L71~74
		06	宿泊業, 飲食サービス業	06	宿泊業, 飲食サービス業	M75~77
		07	生活関連サービス業, 娯楽業	07	生活関連サービス業, 娯楽業	N78~80
		08	医療, 福祉	08	医療, 福祉	P83~85
		09	地域最賃適用サービス業(他に分類されないもの)	09	地域最賃適用サービス業(他に分類されないもの)	R88~96
	02 特 定 最 賃 適 用 産 業	10	調味料製造業	10	調味料製造業	E094(0941を除く)
		11	鉄鋼業	11	鉄鋼業	E22
		12	はん用機械器具, 生産用機械器具製造業	12	ボイラ・原動機製造業	E251
				13	ポンプ・圧縮機器製造業	E252
				14	一般産業用機械・装置製造業	E253(2535除く)
				15	他に分類されないはん用機械・装置製造業	E2596
				16	農業用機械製造業	E261
				17	建設機械・鉱山機械製造業	E262 (建設用ショベルトラック製造業を除く)
				18	繊維機械製造業	E263 (毛糸手編機械製造業を除く)
				19	生活関連産業用機械製造業	E264(2645除く)
				20	基礎素材産業用機械製造業	E265
21	金属加工機械製造業			E266		
22	半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業	E267				
23	真空装置・真空機器製造業	E2693				
24	他に分類されない生産用機械・同部分品製造業	E2699				
13	電子部品・デバイス・電子回路, 電気機械器具, 情報通信機械器具製造業	25	電子部品・デバイス・電子回路製造業	E28		
		26	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業	E291		
		27	産業用電気機械器具製造業	E292		
		28	民生用電気機械器具製造業	E293		
		29	電池製造業	E295		
		30	電子応用装置製造業	E296		
		31	その他の電気機械器具製造業	E299		
		32	情報通信機械器具製造業	E30		
14	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業, 医療用機械器具・医療用品製造業, 光学機械器具・レンズ製造業, 時計・同部分品製造業, 眼鏡製造業	33	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業	E273		
		34	医療用機械器具・医療用品製造業	E274		
		35	光学機械器具・レンズ製造業	E275		
		36	時計・同部分品製造業	E323		
		37	眼鏡製造業	E3297		
15	各種商品小売業	38	その他の各種商品小売業	I569		
16	自動車(新車)小売業	39	自動車(新車)小売業	I5911		
17	百貨店・総合スーパー	40	百貨店・総合スーパー	I561		

地域別最低賃金 集計産業区分

千葉労働局

(総計) (大計) (中計) (明細(日本標準産業分類はH25.10月_第13回改定による))

01 調 査 産 業 計	01 地 域 最 賃 適 用 産 業	01	年齢，業務による適用除外者	01	年齢，業務による適用除外者	特定最賃適用産業全て
		02	地域最賃適用製造業	02	地域最賃を適用する製造業	E09(090, 0941以外の094除く)，10～21, 23～24, 2535, 259(2596除く)，2645, 269(2693, 2699除く)，271～272, 276, 294, 297, 31, 32(320, 323, 3297除く)
		03	情報通信業のうち新聞業，出版業	03	新聞業，出版業	G413～414
		04	地域最賃適用卸売業，小売業	04	卸売業，小売業	I50～55, 57, 58(580除く)，59(590, 5911除く)，60～61
		05	学術研究，専門・技術サービス業	05	学術研究，専門・技術サービス業	L71～74
		06	宿泊業，飲食サービス業	06	宿泊業，飲食サービス業	M75～77
		07	生活関連サービス業，娯楽業	07	生活関連サービス業，娯楽業	N78～80
		08	医療，福祉	08	医療，福祉	P83～85
		09	地域最賃適用サービス業（他に分類されないもの）	09	地域最賃適用サービス業（他に分類されないもの）	R88～96
	02 特 定 最 賃 適 用 産 業	10	調味料製造業	10	調味料製造業	E094(0941を除く)
		11	鉄鋼業	11	鉄鋼業	E22
		12	はん用機械器具，生産用機械器具製造業	12	ボイラ・原動機製造業	E251
				13	ポンプ・圧縮機器製造業	E252
				14	一般産業用機械・装置製造業	E253(2535除く)
				15	他に分類されないはん用機械・装置製造業	E2596
				16	農業用機械製造業	E261
				17	建設機械・鉱山機械製造業	E262 (建設用ショベルトラック製造業を除く)
				18	繊維機械製造業	E263 (毛糸手編機械製造業を除く)
				19	生活関連産業用機械製造業	E264(2645除く)
				20	基礎素材産業用機械製造業	E265
21	金属加工機械製造業			E266		
13	電子部品・デバイス・電子回路，電気機械器具，情報通信機械器具製造業	22	半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業	E267		
		23	真空装置・真空機器製造業	E2693		
		24	他に分類されない生産用機械・同部分品製造業	E2699		
		25	電子部品・デバイス・電子回路製造業	E28		
		26	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業	E291		
		27	産業用電気機械器具製造業	E292		
		28	民生用電気機械器具製造業	E293		
		29	電池製造業	E295		
		30	電子応用装置製造業	E296		
		31	その他の電気機械器具製造業	E299		
14	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業，医療用機械器具・医療用品製造業，光学機械器具・レンズ製造業，時計・同部分品製造業，眼鏡製造業	32	情報通信機械器具製造業	E30		
		33	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業	E273		
		34	医療用機械器具・医療用品製造業	E274		
		35	光学機械器具・レンズ製造業	E275		
		36	時計・同部分品製造業	E323		
		37	眼鏡製造業	E3297		
15	各種商品小売業	38	その他の各種商品小売業	I569		
16	自動車（新車）小売業	39	自動車（新車）小売業	I5911		
17	百貨店，総合スーパー	40	百貨店，総合スーパー	I561		

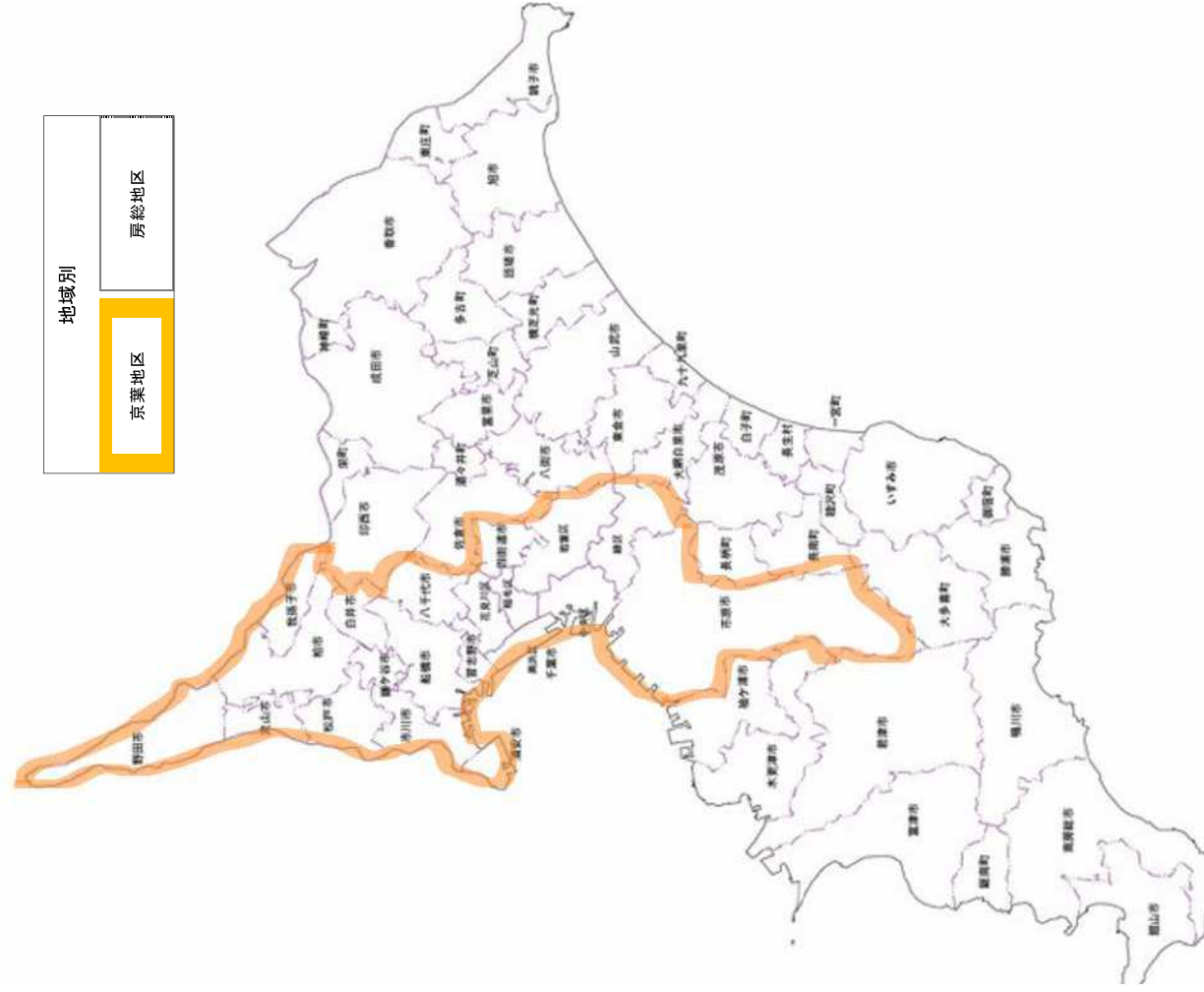
※ 黄色の産業が集計対象(ただし, 中計「11 鉄鋼業」, 「13 電気」についても, 年齢及び業務による特定最低賃金適用除外者は集計対象)。

特定最低賃金 集計産業区分

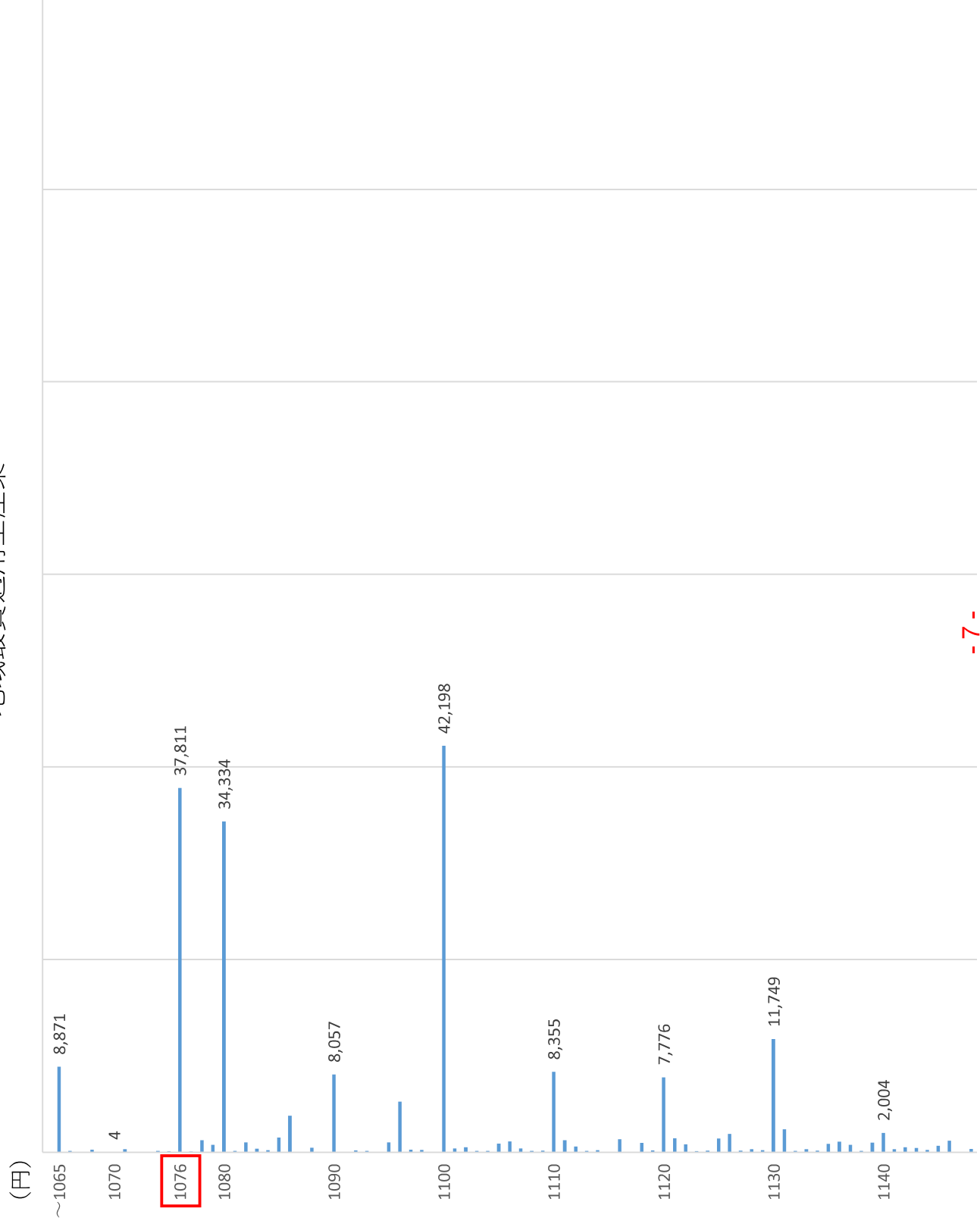
千葉労働局

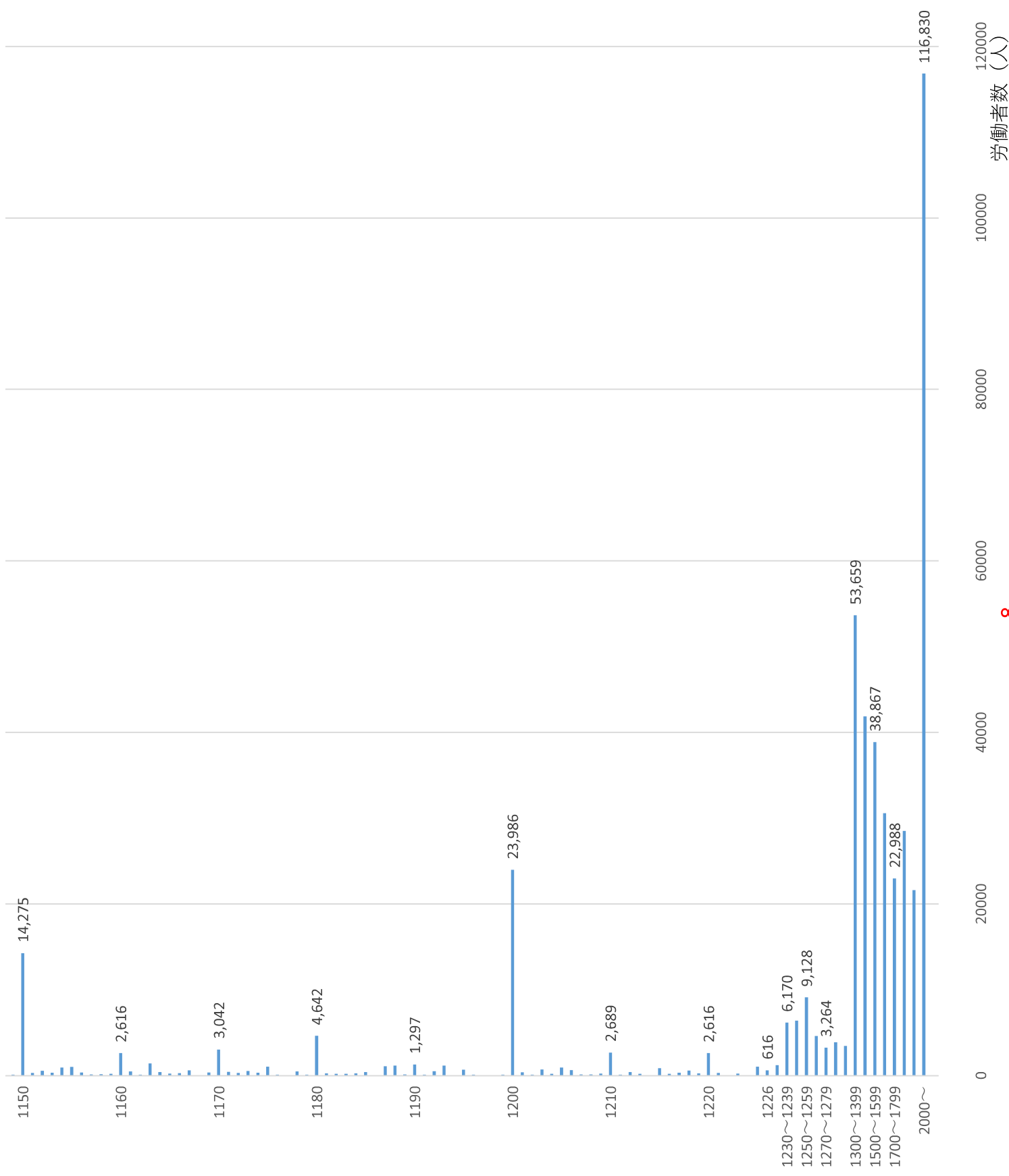
(総計) (大計) (中計) (明細(日本標準産業分類はH25.10月_第13回改定による))

01 調 査 産 業 計	01 地 域 最 賃 適 用 産 業	01	年齢、業務による適用除外者	01	年齢、業務による適用除外者	特定最賃適用産業
		02	地域最賃適用製造業	02	地域最賃を適用する製造業	E09(090, 0941以外の094除く), 10~21, 23~24, 2535, 259(2596除く), 2645, 269(2693, 2699除く), 271~272, 276, 294, 297, 31, 32(320, 323, 3297除く)
		03	情報通信業のうち新聞業, 出版業	03	新聞業, 出版業	G413~414
		04	地域最賃適用卸売業, 小売業	04	卸売業, 小売業	I50~55, 57, 58(580除く), 59(590, 5911除く), 60~61
		05	学術研究, 専門・技術サービス業	05	学術研究, 専門・技術サービス業	L71~74
		06	宿泊業, 飲食サービス業	06	宿泊業, 飲食サービス業	M75~77
		07	生活関連サービス業, 娯楽業	07	生活関連サービス業, 娯楽業	N78~80
		08	医療, 福祉	08	医療, 福祉	P83~85
		09	地域最賃適用サービス業 (他に分類されないもの)	09	地域最賃適用サービス業 (他に分類されないもの)	R88~96
		02 特 定 最 賃 適 用 産 業	10	調味料製造業	10	調味料製造業
	11		鉄鋼業	11	鉄鋼業	E22
	12		はん用機械器具, 生産用機械器具製造業	12	ボイラ・原動機製造業	E251
				13	ポンプ・圧縮機器製造業	E252
				14	一般産業用機械・装置製造業	E253(2535除く)
				15	他に分類されないはん用機械・装置製造業	E2596
				16	農業用機械製造業	E261
				17	建設機械・鉱山機械製造業	E262 (建設用ショベルトラック製造業を除く)
				18	繊維機械製造業	E263 (毛糸手編機械製造業を除く)
				19	生活関連産業用機械製造業	E264(2645除く)
		20		基礎素材産業用機械製造業	E265	
21		金属加工機械製造業		E266		
13	電子部品・デバイス・電子回路, 電気機械器具, 情報通信機械器具製造業	22	半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業	E267		
		23	真空装置・真空機器製造業	E2693		
		24	他に分類されない生産用機械・同部分品製造業	E2699		
		25	電子部品・デバイス・電子回路製造業	E28		
		26	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業	E291		
		27	産業用電気機械器具製造業	E292		
		28	民生用電気機械器具製造業	E293		
		29	電池製造業	E295		
		30	電子応用装置製造業	E296		
		31	その他の電気機械器具製造業	E299		
14	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業, 医療用機械器具・医療用品製造業, 光学機械器具・レンズ製造業, 時計・同部分品製造業, 眼鏡製造業	32	情報通信機械器具製造業	E30		
		33	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業	E273		
		34	医療用機械器具・医療用品製造業	E274		
		35	光学機械器具・レンズ製造業	E275		
15	各種商品小売業	36	時計・同部分品製造業	E323		
		37	眼鏡製造業	E3297		
		38	その他の各種商品小売業	I569		
16	自動車(新車)小売業	39	自動車(新車)小売業	I5911		
17	百貨店・総合スーパー	40	百貨店・総合スーパー	I561		



令和 7 年度 千葉県最低賃金基礎調査結果における労働者賃金分布表
地域最賃適用全産業





- 8 -

